

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長	
税 目	所得税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	<p>駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「駐留軍法」という。）第 10 条の 3 及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（以下「漁臨法」という。）第 6 条の 3 の規定に基づき、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して、雇用対策法第 18 条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第 12 条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあつせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるように努めるものと規定されており、かかる措置として、雇用対策法施行規則附則第 2 条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員以外の職に再就職しようとする者（以下「雇用対策法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者」という。）に対して、雇用対策法第 18 条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>そして、雇用対策法第 18 条の規定に基づくこれらの者に対する職業転換給付金の支給については、同法第 21 条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、同法第 22 条において、当該給付金を標準として租税その他の公課を課すことが禁止されている。</p> <p>駐留軍法の有効期限は平成 25 年 5 月 16 日、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第 2 条の規定に基づく職業転換給付金の支給の有効期限は同年 6 月 30 日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第 2 条に規定する漁業離職者が発生することが予想されることから、それぞれの有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であり、有効期限延長後も、当該離職者に対して支給する職業転換給付金について、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲ 9 百万円）

新設・拡充又は延長 を必要とする理由	(1) 政策目的 就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために職業転換給付金を支給しているところであり、この目的を十分に達成するために、当該給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講じている。		
	(2) 施策の必要性 職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置は必要不可欠である。		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 意欲あるすべての者がディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）に就ける社会を実現する。 基本目標Ⅱ－1 雇用の「量」を拡大し、就業率の向上を図る。 基本目標Ⅱ－1－3 高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る。
		政策の達成目標	就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	駐留軍法については平成30年5月16日までの5年間、漁臨法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給については平成30年6月30日までの5年間、それぞれ延長する予定。
		同上の期間中の達成目標	就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		—	

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る個人住民税の非課税措置、事業所税に係る課税標準の特例措置等の延長
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。したがって、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税・差押禁止とすることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	就職が困難な状況にある駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	前回(平成20年)の法改正及び省令改正時には、財務省主税局に対して法改正及び省令改正について説明を行い、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して支給する職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置を継続した。	